(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 11日

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

提出者

住 所 山口県岩国市麻里布町三丁目16番22-301号 氏 名 大海建設工業株式会社

代表取締役 吉 村 知 修 電話番号 0827-35-5280

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業 場 の 名 称	大海建設工業株式会社
事	業場の所在地	山口県岩国市麻里布町三丁目16番22-301号
計	画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	総合建設業
	②事業の規模	90,003万円
	③ 従 業 員 数	30人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	解体工事や道路建設工事(舗装工事等)での産業廃棄物 → 再生処理業者に委託して再資源化 ・がれき類 (コンクリート塊) → 再生砕石 ・がれき類 (アスファルト) →再生加熱アスファルト合材 ・木くず チップ (合材用、燃料用)として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社 (委託契約書の保管、マニフェストの保管、取りまとめ)

 \uparrow

排出事業場(収集運搬業者、処分業者との委託契約、マニフェストの発行、 産業廃棄物の排出抑制、分別管理)

產

②計画

 産業廃棄物の排出の抑制に	<u></u>	事項									
	【前年	度(~	令和5年	度)実績】							
	産業原	軽棄物の	種類	別紙2-1のとおり							
	排	出	量			t					
① 現状	(これ	(これまでに実施した取組)									
	営者に委託する										
	【目標】										
	産業原	を棄物の	種類	別紙2-1のとおり							
	排	出	量		5	t					
②計画	(今後実施する予定の取組)										
	再生利用できるものに	は確実に再生利用する									
 産業廃棄物の分別に関する											
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、石綿含有産業廃棄物を分別 ・金属くず、廃プラスチック紙くず等についても確実に分別する										

・引き続き現状の取り組みを継続する

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の	再生利用に関する事項											
	【前年度(令和5年度)第	 [積]										
	産業廃棄物の種類	_										
	自ら再生利用を行った	t	t									
① 現状	産業廃棄物の量	· ·	· ·									
	(これまでに実施した取組)											
	産業廃棄物の種類	_										
	自ら再生利用を行う											
②計画	産業廃棄物の量	t	t									
	(今後実施する予定の取	組)										
 自ら行う産業廃棄物の	 中間処理に関する事項											
		【前年度(令和5年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	_										
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t									
(1) The	自ら中間処理により減量した											
① 現状	産業廃棄物の量	t	t									
	(これまでに実施した取組)											
	【目標】	【目標】										
	産業廃棄物の種類	_										
	自ら熱回収を行う	t	t									
	産業廃棄物の量	C .										
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t									
	(今後実施する予定の取	細)										
) <u> </u>										
1												

自	っ行う産業廃棄物の埋立	処分又は海洋投入処分	に関する事項							
		【前年度(令和5年度)実績】							
	① 現状	産業廃棄物の種類	_							
		自ら埋立処分又は								
		海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した	<u> </u> ∵取組)							
		【目標】								
		産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は	-							
		海洋投入処分を行う	t	t						
	②計画	産業廃棄物の量								
		(今後実施する予定の取組)								
産	業廃棄物の処理の委託に	関する事項								
		【前年度(令和5年度)実績】							
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり							
		全処理委託量	t	t						
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t						
		再生利用業者への								
		処理委託量	t	t						
	① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t						
		認定熱回収業者以外の								
		熱回収を行う業者への	t	t						
		処理委託量								
		(これまでに実施した	上取組)							
		・分別を確実に行う								
		・再生利用できるものは業者を選定して委託する								

(第5面)

		【目標】								
	②計画	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり							
		全処理委託量	t	t						
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t						
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t						
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t						
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t						
		(今後実施する予定の・再生利用を行う業者・委託先処分業者には・確実な分別に一層町	針から選定する は定期的に現地確認を実施	百する						
※ 事	事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自 ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、 自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入 すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

 多量排出事業者
 名 称
 大海建設工業株式会社
 所在地(市町名)
 岩国市
 事業の種類
 総合建設業

(単位・トン)

			排出抑制に	関する事項	自ら行う再生利	用に関する事項		自ら行う中間処	理に関する事項		自ら行う埋立処分	等に関する事項					処理委託に	関する事項				(単位:トン)
区分	<u>z</u>		排出	量	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理 産業廃	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分 を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		業者への 長託量	認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	種	類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	燃え殻																					
	汚泥																					
産	廃油																					
12	廃酸																					
	廃アルカリ		2	1									2	1	2	1						
	廃プラスチック数	類	26	10									26	10								
業	紙くず		2	1									2	1								
	木くず		96	100									96	100	12	15	54	60				
	繊維くず																					
_	動植物性残さ																					
廃	動物系固形不要	要物																				
	ゴムくず																					
	金属くず		5	3									5	3								
棄	ガラスくず、コンク 陶磁器くず	クリートくず、	10	5									10	5								
	鉱さい																					
	がれき類		1,668	880									1,668	880	211	200	1,626	800				
	動物のふん尿																					
物	動物の死体																					
	ばいじん																					
	13号廃棄物																					
	計	(A)	1,809	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,809	1,000	225	216	1,680	860	0	0	0	C
	H1	V V	1,000	1,000	ı	ű	Ů		Ů		, and the second	· ·	1,000	1,000	220	2.0	1,000	- 000		, and the second	, and a	